



(3)耐震改修

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅について、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を施した住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 8 年 3 月 31 日までの間に一定の耐震改修工事を行った住宅 ※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象 ※母屋（専用住宅）とその附属家が別棟の場合で、そのいずれか（昭和 57 年 1 月 1 日以前建築）について耐震改修を行った結果、残りの家屋も含めて耐震改修適合住宅になる場合は、母屋（専用住宅）とその附属家すべてが対象 ※新築住宅軽減、バリアフリー改修軽減、省エネ改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。
対象要件	①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの） ②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること ③耐震改修に要した費用の額が一戸当たり 50 万円を超えるもの
減額内容	耐震改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一户当たり床面積が 120 m ² を超える場合は、120 m ² 相当分まで）の 2 分の 1 を減額
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	① 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書 ② 工事契約書等の契約日が確認できる書類 ③ 次のいずれかの書類 ・ 建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」 ・ 登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」および改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの） ※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 128・129) FAX:0258-62-7062